

高松市・庵治町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、高松市及び庵治町の合併に必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。

2 幹事長は会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長は、会議の議長となる。

(部会)

第7条 幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、実務的に協議又は検討を行うため、幹事会に部会を置く。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第 9 条 幹事長は、会議の協議又は調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 26 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	職 名
高 松 市	助役
	収入役
	総務部長
	企画財政部長
庵 治 町	助役
	教育長
	総務企画課長
	住民課長